

社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(平成11年4月1日規程第13号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員が、事業団の理事会及び部会に出席したとき又は執務に従事したときは、別表第1のとおり報酬日額を支給する。ただし、常務理事及び子ども・子育て担当理事（以下「常務理事等」という。）、施設の職員を兼ねる役員及び三鷹市の常勤の職にある役員には、支給しない。

2 常務理事等については、別表第2のとおり報酬月額を支給する。ただし、三鷹市の常勤の職にある常務理事等には、支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員が、職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の支給は、三鷹市常勤の特別職職員の給与及び旅費支給条例の例による。

(期末手当の支給)

第4条 常務理事等には、6月1日及び12月1日を基準日として期末手当を支給する。ただし、三鷹市の常勤の職にある常務理事等には、支給しない。

2 期末手当の額は、報酬月額及び報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額とする。

3 支給日は、原則として、6月15日及び12月15日とする。

(通勤手当の支給)

第4条の2 常務理事等には、通勤手当を支給する。ただし、三鷹市の常勤の職にある常務理事等には、支給しない。

2 通勤手当の額は、職員給与規程第16条の規定を準用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、実施にあたり必要な事項は、理事会に諮って理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から平成12年3月31日までの間に限り、第4条の規定の適用については、同条中の「期末手当」とあるのは「期末手当及び退職手当」とする。

附 則

この規程は、平成12年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年3月1日に遡及して実施する。
- 2 改正後の第4条第2項の適用については、平成18年3月31日までの間、「100分の10」とあるのは「100分の15」とする。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月19日から施行し、平成26年12月1日から適用する。
- 2 改正後の第4条第2項の適用については、平成26年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の122.5」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年12月10日から施行し、平成27年12月1日から適用する。
- 2 改正後の第4条第2項の適用については、平成27年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の122.5」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月9日から施行し、平成28年12月1日から適用する。
- 2 改正後の第4条第2項の適用については、平成28年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125.0」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成29年12月13日から施行し、平成29年12月1日から適用する。
- 2 改正後の第4条第2項の適用については、平成29年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」とする。

別表第1（第2条第1項関係）

職 名	報 酬 日 額
理 事	10,000円
監 事	10,000円

別表第2（第2条第2項関係）

職 名	報 酬 月 額
常務理事	400,000円
子ども・子育て 担当理事	400,000円